

新 旧 対 照 表

第5 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の制定等に伴う所得税（譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第11条の5 《被災市街地復興土地地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等》関係</p> <p>（震災特例法第11条の5第2項の規定と第3項の規定との関係）</p> <p>11の5-2 ……、平成23年12月14日から<u>令和3年3月31日</u>までの間に、……。</p> <p>第11条の7 《被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例》関係</p> <p>（居住の用に供していた家屋の所有者が死亡している場合の相続人についての特例の適用）</p> <p>11の7-1 <u>震災特例法第11条の7第2項に規定する居住の用に供することができなくなった家屋又は同条第5項に規定する旧家屋（以下この項において「居住不能家屋等」という。）の所有者であった者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（同条第2項又は第5項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、同条第2項に規定する「居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等」又は同条第5項に規定する「旧家屋の敷地の用に供されていた土地等」を譲渡した場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等又は当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を当該相続人の居住の用又は居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）</u>には、当該相続人が、<u>同条第2項又は第5項の規定により、当該居住不能家屋等を被相続人が震災特例法令第13条の6第2項に定める日から引き続き所有していたものと、震災特例法第11条の7第2項又は第5項に規定する「居住の用に供することができなくなった時の直前」</u>において当該居住不能家屋等の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなした上で、同条第1項</p>	<p>第11条の5 《被災市街地復興土地地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等》関係</p> <p>（震災特例法第11条の5第2項の規定と第3項の規定との関係）</p> <p>11の5-2 ……、平成23年12月14日から<u>平成33年3月31日</u>までの間に、……。</p> <p>第11条の6 《被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例》関係</p> <p>（居住の用に供していた家屋の所有者が死亡している場合の相続人についての特例の適用）</p> <p>11の6-1 <u>その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった当該家屋に居住していた所有者が死亡している場合に、当該家屋の所有者であった者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（包括受遺者を含む。以下この項において「相続人」という。）で、その居住の用に供することができなくなった時の直前において当該被相続人と当該家屋に居住していた者が当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡したとき（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）</u>は、当該相続人が、<u>震災特例法第11条の6第2項の規定により、当該家屋を当該被相続人が震災特例法令第13条の5第2項に定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなした上で、同条第1項の規定により読み替えられた措置法第31条の3《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》</u>、……。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>又は第4項の規定により読み替えられた措置法第31条の3《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》、・・・・・・・・。</p> <p>(注) 譲渡した家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等又は旧家屋の敷地の用に供されていた土地等のうちに、当該直前においてその居住不能家屋等に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、・・・・・・・・、震災特例法第11条の7第2項及び第5項の適用がないことに留意する。</p> <p>(居住用財産の所有期間の判定)</p> <p>11の7-2 震災特例法第11条の7第5項の規定により、同条第4項の規定により読み替えられた措置法第31条の3、第36条の2、第36条の5、第41条の5又は第41条の5の2の規定を適用する場合の震災特例法第11条の7第5項に規定する旧家屋及び当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等の所有期間の判定については、次による。</p> <p>(1) 当該旧家屋については、震災特例法第11条の7第5項に規定する相続人が同項の被相続人が取得をした日（当該旧家屋が当該被相続人に係る震災特例法令第13条の6第2項各号に掲げる家屋に該当するものである場合には、・・・・・・・・。</p> <p>(2) ・・・・・・・・。</p>	<p>(注) 譲渡した土地等のうちに、その居住の用に供することができなくなった直前においてその家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、・・・・・・・・、震災特例法第11条の6第2項の適用がないことに留意する。</p> <p>(居住用財産の所有期間の判定)</p> <p>11の6-2 震災特例法第11条の6第2項の規定により、同条第1項の規定により読み替えられた措置法第31条の3、第36条の2、第36条の5、第41条の5又は第41条の5の2の規定を適用する場合の震災特例法第11条の6第2項に規定する旧家屋及び当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等の所有期間の判定については、次による。</p> <p>(1) 当該旧家屋については、震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人が同項の被相続人が取得をした日（当該旧家屋が当該被相続人に係る震災特例法令第13条の5第2項各号に掲げる家屋に該当するものである場合には、・・・・・・・・。</p> <p>(2) ・・・・・・・・。</p>